

平成30年生駒市農業委員会第8回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 平成30年8月9日(木)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

| | |
|------------|-----------|
| 1番 辻野 俊平 | 2番 西口 まゆり |
| 3番 田中 勇治 | 4番 染岡 政明 |
| 5番 池田 憲央 | 6番 有山 兼吉 |
| 7番 北村 由子 | 9番 中本 真人 |
| 10番 中谷 佳津代 | |

農地利用最適化推進委員

| | |
|-------|-------|
| 上武 猛 | 中谷 明 |
| 北本 光美 | 高貝 要明 |
| 山田 義美 | 中井 啓二 |

欠席者 農地利用最適化推進委員

川端 俊雄

説明者 事務局 局長 林 宏次

主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農用地利用集積計画書に対する意見聴取について
2. 生駒市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領(平成23年9月14日)の一部を改正する実施要領の制定について
3. 農地の転用事実に関する照会について

報告事項

1. 農地の転用事実に関する照会について
2. 報告第2号「農地法施行規則第53条第11号による届出について」
3. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 航空写真（位置図の参考資料として）
- 農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）
- 生産緑地の取得の斡旋について（2件）
- 利用状況調査の実施について「資料」及び「地図」
- 農地等の利用状況報告書
- 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会案内
- 農業者年金加入促進特別研修会案内
- 農政なら
- 農業委員会事務必携

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 染岡 委員

5番 池田 委員

6番 有山 委員

議案第1号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」、事務局に説明を依頼。

○主幹 「議案読み上げ」

本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため、議案として上げてのものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度。

No.1～4の申請地の位置について

「たかやまこども園」の北北西約600mのところに位置する生駒市高山町大北地区内の農地4筆。

申請理由について

使用借人は、2月の生駒市から農用地利用集積計画により、本申請地の隣接の農地3筆を借りて営農している。使用借人が耕作中、南に隣接する農地所有者から本農地の貸与に関する誘いがあり、農業経営の拡大を検討している最中であったことから、新たに4筆の農地を使用貸借で借りることになった次第。

要件について

耕作に必要な農機具等については、所有若しくは使用貸人から借りることになってお

り、また営農する農地が20アール以上あり、農地取得の下限面積要件を満たしている。

現地調査について

本案件は、今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、議案第1号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化法第18条第3項に規定する要件に該当しており、使用貸借をすることに問題ないとする。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1～4について地元農業委員の中谷明委員へ補足説明を依頼

○中谷明委員

使用借人が耕作している最中に、隣地の所有者から貸与についての声掛けがあった縁で今回の手続きにいたったもの。使用借人は熱心に営農しており、今後も一生懸命耕作してもらえると期待している。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認を宣言。

議案第2号 「生駒市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（平成23年9月14日）の一部を改正する実施要領の制定について」事務局に説明を依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

改正ポイント、趣旨の説明。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○中井委員

実施要領に記載されている総会とは委員会のことか。非農地と判定することで、地目が農地のまま農家台帳から管理されなくなるのか。

○主幹 その通りである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「生駒市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（平成23年9月14日）の一部を改正する実施要領の制定について」の承認を宣言。

議案第3号「農地の転用事実に関する照会について」、通常は地元推進委員の現地確認の後、会長決裁により、地方法務局に回答し、本委員会で報告する扱いだが、問題点

があり、本委員会に議案として上げているもの。事務局に説明を依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請については、土地所有者から奈良地方法務局に対し地目変更登記申請が出され、現行の登記地目が「田」であるため、生駒市農業委員会に対し照会があったものを、今回、議案とした次第。

通常「農地の転用事実に関する照会について」は、農地転用の手続はなされたが長年にわたり地目が農地であった土地、現況が山林化しており農地への復元がとても困難な土地、そして、数十年前から住宅の敷地として利用されてきた土地などについて、地目が農地から農地以外のものに地目変更を行なうに際しての照会が農業委員会にあり、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、会長の決裁で法務局に回答をした後、当委員会に報告案件として上げている。

本件については、長年にわたり耕作が放棄され遊休農地になっているが、事務局として、昨年までの利用状況調査の結果、遊休度が「黄」（重機等により農地に復元できるレベル）と判定された農地であることから、農地に復元可能ではある、と考えられる。

所有者は本申請地の売却を考え、購入予定者は資材置場としての利用を検討しており、法務局からの照会によって地目変更がなされた場合、地元水利組合若しくは農家区や隣接農地所有者の同意が不要になるなど問題点が大きい。なお、参考として、7日の現地調査の際に撮影した写真も添付している。

No.1の申請地の位置について

国道163号線高山大橋の東約400mのところに位置する生駒市高山町芝地区内の農地3筆。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局での現地調査をお願いし、その結果、まだまだ農地性がある、との判断をいただいた。以上のことから、議案では、現況地目は「原野」として上げているが、事務局としては、現況地目は農地である「田」のままが相当であると判定する。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○中井委員

転用手続きを踏まず地目変更をするのは、近隣農地との調整が不足することが危惧される、ということか。

○主幹 地目変更は地元水利組合、近隣農地の所有者との手続きは踏まずに転用されることになり、地元の了解なしに地元の想定のないものが作られることになり易いが、昨平成29年度の利用状況調査で当該地は「黄」（重機等により農地に復元できるレベル）と判定された農地であり、農地に復元可能ではある、と考えられることが農地性あり、と回答する理由である。

○中井委員

このような場合、転用したい時には荒れている状態まで十分待ってから地目変更に至るしか術がないのか。

- 主幹 本件は調整区域であり、転用する場合は知事への許可申請が必要である。調整区域で規制が厳しいのは建物であり、青空駐車場、青空資材置場への転用であれば必要性があると比較的許可が降り易い。
- 副会長 地目変更する場合、地権者の土地の用途は制限されないのか。
- 主幹 宅地造成、公害などの規制はあるが農業委員会としての縛りはなくなる。
- 会長 申請地の近隣は田もあるがこれは湧水による恩恵があり、当該申請地は農地として十分活用できるということである。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第3号「農地の転用事実に関する照会について」は、法務局に農地性がある旨の回答をすることを宣言。

報告第1号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第2号「農地法施行規則第53条第11号による届出について」

報告第3号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地の転用事実に関する照会について」

○係員 〔議案読み上げ〕

○係員 議案の内容について説明

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1～3については、10年以上も前から現況が公衆用道路であるにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。

No.4については、昭和年代に農地法4条により農家住宅を目的とした転用手続きを踏んでおり、古くから宅地ですが、地目が農地のままにされていた土地。

今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農地利用最適化推進委員と現地調査の結果、現在においても農地性はなく、その旨法務局に回答したもの。

報告第2号「農地法施行規則第53条第11号による届出について」

○係員 〔議案読み上げ〕

○係員 議案の内容について説明

概要説明

農地法第5条の許可申請承認では、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要ですが、同じ農地法第5条1項7号の中で、農林水産省が農地法施行規則第53条で定める事業については例外とする旨の規定を設けている。

この53条の第14号で、認定電気事業者が有線電気通信のための線路、空中線、支柱、中継施設、道路、敷地等を利用する目的の転用を定めており、許可が必要ではない。具体的には事業者が県と直接協議を行ったうえで、転用事業を進めることとなる。

県と事業者との協議があり、電力供給のため電柱の設置を目的とした永久転用の通知があったもの。

報告第3号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○係員 〔議案読み上げ〕

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用許可後に転用事業者による工事が完了したことについての報告があったもの。転用工事の完了報告書については県に提出済みである。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「生産緑地の取得の斡旋について」の説明を事務局に依頼。

○係員 「生産緑地の取得の斡旋について」

〔内容について説明〕

生産緑地の取得について斡旋依頼がある。生産緑地法第10条の規定により、買い取り申出のあった農地について、市が買い取らない場合、農業従事者への斡旋のご協力をお願いするもの。

1件は平成30年9月14日までに都市計画課に斡旋状況を回答し、同9月26日までに所有権移転登記手続きを行なう必要がある。

また、もう1件は9月25日までに都市計画課に斡旋状況を回答し、同10月8日までに所有権移転登記手続きを行なう必要がある、とのこと。

いずれも、次の9月11日に開催される第9回委員会で3条の審議が必要であり、委員のみなさんには各農家の方の希望があれば3条の手続きを案内するなど依頼する。なお次の9月委員会の案件については8月末までに3条の申請書が提出されている必要がある。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「利用状況調査の実施について」の説明を事務局に依頼。

○主幹 〔内容について説明〕

重点事項としては、全筆調査をすること。昨年の地図と異なり、すべての農地を図示しているため、遊休農地については取りこぼしなく調査できるようにしている。

日程案を参考にさせていただきたい。

○議長 前農業委員や農家区長による補助調査員については農業委員、農地利用最適化推進委員のいずれが依頼するものなのか。

○主幹 いずれでもよいが早期に事務局に連絡して欲しい。

○議長 非農地判定した際に、その旨地権者への確認はするのか。

○主幹 生駒市内、市外問わず地権者に、非農地判定を伝え、地目変更をするよう促すことになる。

○議長 利用状況調査について各委員のみなさまにはお願いしたい。

○議長 「農地等の利用状況報告」について、池田委員と有山委員に報告を依頼。

本件については、法人が農地を借りて営農をしている状況について、地元推進委員と現地確認のうえ、報告を依頼するもの。

○池田委員

株式会社オールケアライフについて

7月24日高貝委員と共に現地調査を実施したが、現地に耕作者はいなかった。一部雑草もあったが、8月8日に再度訪問したところ、雑草も除去され、田畑ともに作付けもあり、問題もなかった。

○有山委員

一般社団法人ブルーコクーンについて

7月27日上武委員と共に現地調査を実施した。ハウスを建てている農地もあり、耕作している農地もあるが、一部手を付けていないところもあり、もう少し積極的に耕作した方がよい。現地に耕作者はいなかった。

社会福祉法人いこま福祉会について

7月27日上武委員と共に現地調査を実施した。訪問の際はほぼ収穫した後であり、残っていたのは夏野菜等であり、次の耕作の準備をしていた。水の確保について相談を受けた。

○主幹 「農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会」について

[内容について説明]

◎農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会

平成30年 8月29日(水) 13:00～16:30

いかるが大ホールで開催。

バスにて移動する予定。

○主幹 「農業者年金加入促進特別研修会」について

[内容について説明]

◎農業者年金加入促進特別研修会

主催：奈良県農業会議 他

平成30年 8月21日(火) 13:00～16:30

県農業研究開発センター(交流・サロン棟 A研修室)で開催。

市役所公用車にて移動する予定。

○主幹 「新・農業人フェア」 出展の報告について

[内容について説明]

生駒市で就農したい方など10組程度の来場あり。また希望者を対象に7月21日(土)平沼農園の農地見学および幹旋農地の見学を実施。

今後も農地の幹旋情報等あれば、事務局に提供願いたい。遊休農地以外でも草刈りのみ行い、経営していない農地も潜在するので、幹旋を希望するのであれば提供願いたい。

○主幹 「農業委員会事務必携」について

ご参考の上、日々の活動に繋げていただきたい。

○主幹 「農政なら」について

農地パトロールに関する記事について紹介。

○主幹 「農業委員会視察研修について」について

農地バンク制度を運営している、加古川市を検討しているところ。10月末頃の日程で調整したい。また詳細連絡する。

○主幹 「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集について

ご検討いただきたい。

○係員 「公務災害補償制度」の更新手続きについて

平成30年10月1日～平成31年9月30日活動に関する更新手続きを行った。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○主幹 次回の日程について

定例会 9月6日(木) 午後2時 401、402会議室

現地調査 9月11日(火) 午後1時30分

前日9月5日(水)までに同行いただく委員に連絡する。

案件の多い場合は午前中から調査を開始することとしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 閉会宣言

午後 3時50分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成30年生駒市農業委員会第8回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 染岡 政明

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 有山 兼吉
